ライディングスポーツカップ　２＆４　SPN シリーズ　2017

ＴＯＹＯＰＥＴ　ＳＬカートミーティング　２＆４　ＳＰＮシリーズ

ＹＡＭＡＨＡ－ＳＳ/スーパーＳＳ　特別規則

本大会は FIA 国際モータースポーツ競技規則、国際カート競技規則ならびにそれに準拠した JAF 国内カート競技規則及び 2017 年 SL カートレース規則、本大会特別規則書に従って開催される。

第１章　総則

第１条　　競技会の名称

ＴＯＹＯＰＥＴ　ＳＬカートミーティング　２＆４　ＳＰＮシリーズ

第２条　　競技種目

第１種競技車両及びリブレ車両によるスプリントレース

第３条　　開催場所

（株）スピードパーク新潟

第４条　　オーガナイザーの名称と住所

（株）スピードパーク新潟

〒959-2600　新潟県胎内市松波 1013-36

第５条　　競技会競技役員

公式プログラムに記す

第６条　　競技クラス区分

公式プログラムに記す

第２章　参加申し込み

第１条　　参加資格

１）　エントラント

当該年有効なエントラントライセンス所持者であること、またはオーガナイザーが認めたエントラントであること。

２）　ドライバー

有効なＳＬメンバーズカード、ＳＬメンバーズブック、

ＳＬＯ安全協会加入証の以上３点を所持している者。

・20 歳未満の者が参加出場する場合には親権者または保護者の出場承諾書を参加申込書とともに提出すること。
・有効なＳＬメンバーズカード、2017 年ＳＬメンバーズブックの２点を提示できないドライバーに対しては、理由の如何を問わず出場が取り消される。

第２条　参加受付

１）　参加申し込み期限は　競技会開催日の３日前とする。

２）　参加申込書、競技会参加に関する誓約書、車両申告書、エントリーフィーを、コース受付に持参して受付を行うこと。または現金書留にて締切日必着で郵送すること。

３）　締切日以降の参加申し込みの場合は遅延金として　１日につき５００円が参加料に加算される。

４）　参加料　１００００円
（ドライバー、ピットクルー各１名の登録料、消費税を含む）
ピットクルー登録料　１名追加登録につき別途　１０００円

第３条　参加定員

１）　参加台数は、各クラス先着３０台とする。

２）　参加受付台数は締切日の段階で５台未満だった場合レースは不成立となり参加料は返還される。

３）　参加台数により、ＹＡＭＡＨＡ-ＳＳ/スーパーＳＳの混走とする場合がある

第４条　参加受理と参加拒否

１）　参加申込者に対して大会事務局より参加受理または参加拒否が通知される。

２）　参加を拒否された申込者に対しては参加料が返還される。

３）　参加を受理された後で、参加を取り消した場合、参加料は返還されない。

第３章　車両規則

第１条　車両登録

１）　競技に使用するシャシー、エンジン及びタイヤはＳＬ車両規定に準じた国内市販品とし、車両申告書に登録済みのもの、かつ車両検査に合格した車両とし「シャシー１台、エンジン１基」「ドライ/ウェットタイヤ」各１セットのみとする。

第２条　　エンジンの交換規定

１）　登録したエンジンが故障破損等により技術長が走行不能と判断した場合に限り、１回だけエンジン交換が認められる。故障破損したエンジンも再車検の対象となる。また交換する際は技術長の立会いの下で追加の登録が認められる。交換後のヒートグリッドポジションは、最後尾（複数名の場合、最も遅く申告した者を最後尾とする。）とする。

第３条　　音量規定

「ＪＡＦ国内カート競技車両規則」第２３条に準ずるものとし、78dB（A）＋3dB（A）を超えるのについては、タイムトライアルの時間に次の時間を加算する。

音　　量	加算時間
81．5dB以上82dB未満	0．25秒
82dB以上82．5dB未満	0．5秒
82．5dB以上83dB未満	1秒
83dB以上83．5dB未満	2秒
83．5dB以上84dB未満	4秒

84dB を含み 84dB を超えるドライバーは、レースから除外される。

第４条　　車両

１）　競技に使用するエンジン、シャシー、タイヤは「SL カートミーティング競技規則」「SL カートミーティング車両規則」に準ずる。

２）　競技ナンバーは車両の前後及び両サイドボックス後方タイヤ付近に必備とする。

前方ナンバー：フロントパネル、垂直より後方の 45°以内とし明瞭に識別できるよう強固に貼り付けること。

後方ナンバー：リアプロテクション中央のナンバー専用スペースに、強固に貼り付けること。

ゼッケンベースの大きさは幅２１cm の四角形とする。

字体は幅約２センチで最小高１５センチとする。

ゼッケン番号は希望制とする。ただしゼッケン１番は前年度のシリーズチャンピオンがつけること。

３）　バンパーは前後左右とも必備とし、その取り付け方法については「JAF 国内カート競技車両規則第２章第７条」に従うこと。

フロントフェアリングのワンタッチタイプは２個のブラケットで固定とし，ボルト止めタイプは２本のボルトのみで固定とする。

ワイヤーやテープ等で補強することは認められない。

４）　リアプロテクションを必備とする。

５）　フロントブレーキ装置は禁止する。またアンチロックも全て認めない。
ブレーキ補助ワイヤーの取り付けを必備とする。

６）　ブレーキ冷却装置装着はシャシーのブレーキ側に１本のみ認める。またその材質、寸法、取り付け方法は以下の通りとする。

「材質」　柔軟で割れにくいプラスチック系の材料とする。
本体や空気通路の材質に金属の使用を禁止する。

「寸法」　空気吸入部入口の外周は円周で計算し６０センチ以下とし
四角の場合は、四辺の合計が６０センチ以下、空気通路の外周は、
３０センチ以下とする。

「取付方法」
空気吸入部及び空気通路は、シャーシフレームに６φｍｍ以上の
ボルト、ナットで強固なステーなどを使用し強固に取り付けること。
空気吸入部及び空気通路の高さはシートの上部」まで。
またサイドカウルより内側に取り付けること。

７）　シートとシートステーの間にリーンフォースプレートの装着を義務付ける。
補強材は最低１.５ｍｍ厚とし、表面は最小１３平方センチ又は最小直径４０ｍｍでなければならない。

８）　チェーンガードは必備とし、かつ下記の項目を満たさなければならない。

a) 幅 3 センチ以上かつ車両上方から見てチェーンが視認できない状態であること。

b) 車両側方より見てフロント側スプロケットとリア側スプロケットを結ぶ線の上の部分を有効に覆っていること。

c) 車両側方より見てフロント側スプロケットが見えない状態であること。
なお、クラッチ付き車両は上記「ｂ」は除かれるが、クラッチカバー（ハウジングカバー）及びＳＬクラッチにおいてはＳＬクラッチプロテクター（サポート及びＳＬクラッチカバー）を取り付けなくてはならない。

d) チェーンガード及びクラッチプロテクターの補強追加は認められる。

９）　ドライタイヤは　　BS　SL17
レインタイヤは　　BS　SL94
とし、車検時登録のものに限る。但し公式練習の際は未登録のタイヤの使用を認める。
不慮のトラブルの際は技術委員長承認のもと、１本のみ当該銘柄の中古タイヤへの交換が認められる。

１０）タイヤ位置は、タイヤの種類に関係なく（ドライ、ウェット）、ステアリングを真直ぐに向けた状態で、前輪はフロントカウル、後輪はサイドボックス及びリヤプロテクションより１ｍｍ以上外側に出ていなくてはならない。

１１） ガソリンタンクに取り付けられているエア抜き用ホースに
ガソリンキャッチタンクを装着すること。容量は１５０ｃｃ以上とする。

１２） 最低重量を満たすためにバラストを積む必要がある場合は、バラスト本体全て
固形材料を用い車体に２本以上で６ミリ以上の、ボルトナット、ロゼット
ワッシャー等で強固に取り付けること。

第５条　エンジン

１） 「SL カートミーティング車両規定」に準ずる。

２） 使用できるエンジンは　KT100SD　KT100SC　KT100SEC とし
７YA　７YB　７YD　７YE　７YF　７YT　７YU　型に限られる。

３） 国内仕様のものとし、改造は一切禁止され市販状態とする。
但し、カーボン除去やキズ修正は研磨とみなされない限りの範囲で認められる。
「対象部品」
シリンダーヘッド、シリンダーボディ、シリンダーヘッドガスケット、
シリンダーガスケット、ピストンピン、ピストンピンクリップ、コンロッド、
ベアリング類、クランク、クランクピン、オイルシール、クランクケース、
ピストン、ピストンリング、プラグコード。
※コンロッドは次の部品番号に限られる。
・７Ｆ６-１１６５１-００
・７Ｆ６-１１６５１-０１
・７Ｆ６-１１６５１-０２

４）純正部品以外の使用が認められるものは以下の通りとする。
プラグ、エキゾーストジョイント、エキゾーストガスケット、ボルト/ナット
（キャブレターインレット部品、クラッチ構造部品を除く）、ワッシャー、
スプリング、キー（ローターキーを除く）、ブラケット、ワイヤー、ホース、
ホースクリップ、バンド。

５）使用できるピストンはヤマハ純正の下記のピストンとする。
７８７－１１６３＊－１６（または０６）
７８７－１１６３＊－１５（または０５）
７８７－１１６３＊－１４（または０４）
７８７－１１６３＊－１３（または０３）
７YG（FP 用）
J６７（SP 用）
ピストン及びリングはオーバーサイズ純正部品への交換が認められる。

６）ピストンとピストンピンは、下記の組み合わせとする。
１３１-１１６３３-００ ピストンピンはすべてのピストンと組み合わせ可
Ｊ６７-１１６３３-００ピストンピン
↓
７８７－１１６３＊－１６（または０６）
７８７－１１６３＊－１５（または０５）
７８７－１１６３＊－１４（または０４）
上記３種類のピストンにのみ組み合わせ可。

７）シリンダーヘッドガスケットは、ヤマハ純正品 ７ＥＴ-１１１８１-１０
またはＳＬＯ公認ヘッドガスケット０・０５ｍｍ、０．１ｍｍ、０．２ｍｍ
厚の物が使用でき、スキッシュエリア規定を満たしていれば、枚数、組み合わせは自由とする。

８）シリンダーベースガスケット ７ＹＫ-１１３５１-００、７ＹＫ-１１３５１-０１
※内径は６４．５ｍｍまで使用可。

９）シリンダーヘッドはYAMAHA浮文字があり、改造防止のフライス加工を追加したものに限られ、かつ、ケース底部に「７ET」の浮文字があるものとする。
また部品販売品については、型品番の打刻のないものがあり、その場合３ケタ以上の数字を打刻し、型品番とする。

１０） スキッシュエリア規定、スキッシュエリアの確保が規制され、ドライブ側と電気側の両サイドのスキッシュエリア数値２か所を計測し、その数値の合計が４.５ｍｍ以上なくてはならない。

１１） クラッチ付エンジンはクラッチドラム、クラッチシューにいかなるオイル、グリスも塗布してはならない。
クラッチは、ＳＬ乾式クラッチ又はヤマハ純正湿式クラッチとし、改造、加工は認められない。
クラッチの構成部品はすべて純正部品に限られ、他社の部品に交換することは認められない。

１２） クラッチドラムのドライブスプロケットは２１５・２１９サイズであればメーカー、歯数は自由。但し歯数変更のための切削、溶接を伴う改造は禁止。

１３） クラッチ付きエンジンを搭載している車両は、カットオフ装置の装着を必備とし、この装置はドライバーが走行中、正常に着座し容易に操作し得るよう設けなければならない。

１４） セルモーターは純正品を使用すること。

１５）エンジンの封印（マーキング）

封印（マーキング）が外れそうな（消えそう）状態になった場合、事前に技術委員長に申し出ること。封印（マーキング）に関する故意の違反があった場合は当該競技会を失格とする。なお、違反の内容によっては当該年度シリーズの全得点を無効とする場合がある。

a) 車検時においてエンジンの封印が実施される場合がある。封印後はエンジンの分解を行ってはならない。

b) シリンダーヘッド、シリンダーヘッドナットに車検時の封印のための穴をそれぞれ１つ施さなければならない。

c) 公式練習開始時間前までは、技術委員長の承認のもとに封印の解除、及び再登録または再封印が認められる。

第６条　吸気系統

１）使用できるキャブレターはWB3A　WB２１　WB33とし、改造は一切禁止。但しWB３A　WB２１　WB33はどのキャブレターの部品（すべてのガスケット、すべてのダイヤフラムとハイ＆ローニードルバルブ、スプリング等の構成部品およびヤマハ純正オプションパーツ）との交換も認められる。
またチョーク付のものについてはチョークレバーを取り外し、孔を埋める事は認められる。

２）吸気消音機は、量販市販されているCIK/FIA公認の吸気消音機を必備とする。なお､吸気消音機本体の構成部品は純正であること(取付け口のゴム部品は除く)。
また吸気消音機本体の切削、加工、改造は禁止され、１つの吸入チューブ径が２３φmm以下とする。
また吸気消音機本体にエアフィルターが内蔵されているタイプに関しては、エアフィルターが、メーカー出荷状態であることとしボディ本体やエアフィルターの切削、加工、改造を禁止する。

３）ジョイントキャブレター、マニホールド、ジョイントエアクリーナーは、下記番号とし、改造は一切禁止される。

ジョイントキャブレター　２６φmm　（７８７－１３５８６－００）
マニホールド　（7YA－１３５８５－００）
ジョイントエアクリーナー　（7YA－１４４５３－０３）

※ジョイントキャブレター　公差±０.５mm以下

第７条　排気系統

１）マフラー本体はＣＩＫの刻印がある７ＹＡ型とする

２）マフラーコンプリート（７ＹＡ-１４７０１-００-９８）
サイレンサーアセンブリ（７ＹＡ-１４７５０-０９）の組み合わせとし
改造は一切禁止され、市販状態とする。また、排気センサーの取り付けが
可となり、センサーを取り付けるための溶接を認められる。（但し、センサー
取付けのために溶接した箇所から発生したクラック補修溶接は加工とみられる
場合がある。）

３）ジョイントエキゾースト（ジャバラ）本体の内径変化のあるものは禁止される。

４）ジョイントエキゾースト（ジャバラ）に消音や保護のためのプロテクターや
保護材の取り付けが認められる。但し、車両検査時に内径を確認するため、
取り外しを命ぜられる場合があり、これを拒否することはできない。

※ここに記載されるプロテクター、保護材はジョイントエキゾースト、（ジャバラ）
本体のみに取り付けが認められるものであり、エキゾーストパイプやマフラーと
連結してはならない

５）排気装置は次の通りとする
・排気系統のいかなる部分も車両全長及び全幅より突出してはならない。
・排出出口末端は、安全な加工が施されていなければならない。
・排気は、ドライバーの後方で行われ、かつガスの排出は地上より４５cm 以下
で行われなければならない。

第８条　点火系

１）点火系統の改造は一切禁止され市販状態でなければならない。点火方式は
TCI とし、７ET 系（ステーターと TCI ユニット一体式）に限る。
現行標準装着のローターアセンブリー（７ＹＴ-８５６５０-２０）及び
旧型品（７ＹＴ-８５６５０-００、０１、１０）のいずれも使用可
ＴＣＩローター寸法
・厚さ：３３ｍｍ。製造公差±０．５ｍｍ
・直径：６０φｍｍ　製造公差±０．１ｍｍ
※旧々型ＴＣＩローター（７ＥＴ-８５６５０-００ ローター幅２９mm）
はＫＴ１００ＳＤ、ＳＣのみ使用可。

２）点火プラグは一般市販状態のねじ山長１９mm以下のものに限られる。
プラグワッシャーも含めて市販状態とし、ねじ山長の変更も禁止する。
プラグキャップは、「ＫＴ１００Ｊ・Ｓ・ＳＰ・ＹＺ８０・８５・１２５」

メーカー純正品の使用が認められる。

第９条　公式車両検査・装備

１）「ＳＬカートミーティング競技規則」「ＳＬカートミーティング車両規則」にもとづき車両検査が行われる。この際、非合法な部分がありながらも、技術委員に発見されなかったとしても、承認が意味されるものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は黒旗の指示を受ける場合がある。

２）ドライバーは公式車検に立ち会わなければならない。その際、ドライバーの服装は装備の一部と見なされ、車検の対象となる。
競技を安全に行うことを目的に、ＣＩＫ/ＪＡＦ公認実績のあるレーシングカートスーツの着用が義務付けられる。
グローブ、シューズなど、それぞれ丈夫なものとし、ヘルメットはフルフェイスタイプのもの、著しく角ばったものは禁止。
傷のあるもの、製造より５年以上経過したものはレース使用を認めない場合がある。

第４章　競技に関する事項

第１条　公式練習

１）全てのドライバーは公式練習に参加しなければならない。また、その際主催者より配布された計測器を取り付けること。
２）ピットアウトし、スタートラインを通過する前に本コース上に停止した場合も公式練習に参加したと認められる。
３）公式練習は車検に未登録のタイヤの使用を認める。
４）公式練習に参加しなかった場合はペナルティとしてタイムトライアルのタイムに１秒可算される。

第２条　タイムトライアル

１）全てのドライバーはタイムトライアルに参加しなければならない。参加しない場合は、タイムトライアル失格とし、予選ヒートは最後尾スタートとなる。
２）計測開始後にコースに停止し再スタートできない場合や、ピットインした場合はその時点で、タイムトライアルの終了と見なされる。
３）ベストラップが同タイムになった場合は先にタイムを出した方を優先する。
４）タイムトライアルの成績は次の順序により決定される。
a・ベストタイムによる順位（同タイムの場合はセカンドタイムの上位順とする）

ｂ・ノータイム（出走順）
ｃ・その他

第３条　レースの方法
１）レースは予選１ヒート、決勝１ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位が確定する。
２）レース成立台数は公式練習４台以上とする。

第４条　予選ヒート
１）予選ヒートのグリッドポジションは、タイムトライアルの結果順とする。
２）主催者が決定する１ヒートのグリッド数を超える出場台数があった場合は予選を２グループに分けて行う。

第５条　決勝ヒート
１）予選を通過した者のみで行う。
２）決勝ヒートのグリッドポジションは、予選ヒート結果順とする。

第６条　グリッド
１）車両は２列に並び、第１コーナーに向かってイン側の先頭がポールポジションとして位置づけられる。
２）リタイヤ等によりレースに参加できなかったドライバーのポジションが、空席となっても他の車両は移動してはならず、スタートの合図が出されるまでは、空席グリッドが維持されなければならない。

第７条　スタートの方法
１）スタートは「ＳＬカートミーティング競技規則」にもとづき、
２列縦隊のローリングスタートとする。
２）ローリング中、ローリングに遅れた者は、手を上げ、他のドライバーに合図をし、すみやかに自分のスタート位置に戻ることができる。
ただし主催者が指定した隊列復帰禁止区間での追い越し及び割り込は禁止する。
これに違反した場合は該当ヒート失格となる。
また、戻る途中でスタートした場合、これに対する抗議は受け付けない。
３）ローリング中のウェービングは禁止とする。
これに違反した場合、ペナルティーの対象となる。
４）ローリングは外周のみを使用。

５）バックストレート通過中に２列の隊列を築き適切なローリング速度を維持したままスタートラインに向かうこと。

６）スタートライン手前に引かれたイエローラインを通過するまで加速してはならない。

６）ポールポジションとセカンドポジションのドライバーは、ローリングラップのペースを保ち、隊列を整える義務を順守しつつ車両両側に引かれた誘導白線を跨がないよう注意しながら走行すること。ローリング中、ドライバーは低速で一定のスピードを維持しなければならない。

７）隊列が整い、イエローライン前に加速していないことが確認された場合にのみスタートの合図が出される。
スタートが出来ず、ローリングラップをさらにもう１周行う場合、ドライバーは手を上げ、後続車にもう１周の合図を出し、再度スタートの合図が出るまでグリッドポジションの変更や追い越しをしてはならない。これに違反した場合や、もう１周の合図を出さなかった場合ペナルティーの対象になる

８）　スタートライン手前のイエローラインを過ぎて、スタート合図が出れば隊列を整える誘導白線をカットしてもよい。但し、スタートの合図が出る前に、誘導白線を跨ぐ、隣のカートと接触する等の行為を行った場合は白黒旗が提示される。

９）ローリング中、隊列のペースを乱す者があった場合は白/黒旗が提示される。フロントローでそれが繰り返される場合は最後尾に下げられる場合がある。

１０）ローリング中にスピンしたドライバーは最後尾につかなければならない。

１１）ローリング中、隊列から大きく遅れ、赤のクロスボードが提示された者及びフォーメーションラップ中にピットインした者は隊列復帰が認められないため隊列の最後尾につくこと。スタートされなかった場合も提示された赤のクロスボードの効力は解消されない。

１２）スタート後、先頭車両が１周するまでにスタートラインを超えない車両は、そのヒートを出走することができない。また隊列がスタートを切った後はピットエリアに残る車両のコースインは認められない。

第８条　レース中のルール

１）コースは常に先入車優先とし、追い越しを図る者は前方の車両の走行を妨害してはならず、また前方の車両は後続の車両の進路を妨害してはならない。危険な走行はペナルティーの対象になる。

２）オフィシャルが反則又は妨害行為（プッシング、ブロッキング、非スポーツマン的行為等）とみなしたドライバーに対し白黒旗が提示される。その行為が

２回以上に及ぶ場合、失格となり黒旗を受けピットインし競技長のもとへ出頭しなければならない。

３）いかなる場合でも、定められた方向と逆に走行してはならない。
但し、クラッチ付エンジンの場合、コース復帰のため後続車が全て通過後、安全確認を行った後、最小限の方向転換は認める。
後続車が通過中に方向転換してコースに復帰した場合は危険行為と見なしペナルティーが科せられる。

４）レース中は、止むを得ない場合を除き、コースを外れてショートカット、イエローラインカットをすることは認められず、当該行為はコースアウトとみなされペナルティー対象となる。なおコースアウトに対してのペナルティーは競技長の判断による。

５）衝突を避けるため、止むを得ずコースアウトした場合は、その最も近いところから安全確認を行い、コースに復帰しなければならない。

６）工具、ケミカル用品を携帯して走行してはならない。

７）レース中、パドックに戻った車両はレース放棄とみなし再びコースインすることはできない。

８）ピット、パドック以外では工具の持ち込み、使用を禁止する。

９）コース上で停止した場合、他を妨害することなく自力で再発進できる場所のみ復帰を認める。

１０）レース中コース内で停止してしまった場合は、両手を高く上げアピールし他の車両が通過した後、後方の安全確認を行い、再スタートをすることができる。再スタートが出来ない場合は、すみやかに自分の車両をコース外の安全な場所へ移動させ、ヘルメットをかぶったままレース終了まで待機すること。

１１）シリーズによっては押し掛け禁止区間を設ける場合がある。レース中その区間内での押し掛けは禁止され、停止した車両（直結車両）はリタイヤとなる。

１２）走行中に吸気系または排気系にトラブルが発生した場合、直ちに安全な場所に停止しなければならない。競技を続行することは一切認められず、これに違反した場合はペナルティーの対象となる。

１３）競技長には、不適当もしくは危険と見なした車両およびドライバーを除外する権限を有する。

第９条　レースの終了

１）レースの着順１位の者がフィニッシュラインを通過後、２分以内に車両が自力で同ラインを通過した者に対してチェッカーフラッグが振られる。

２）チェッカーを受けた者は、速度を徐々に落とし、前の車両を追い越すことなく正規のコースを走行しピットロードへ進入し車両検査を受けること。

※先頭車両が規定周回数を終了する以前に誤ってチェッカーが振られた場合、その時点をもって競技終了となる。また遅れてチェッカーが提示された場合は、チェッカーとは無関係に規定の周回数で終了したものとして順位が決定される。

第１０条　再車検

１）レース終了後、上位３台は３０分車両保管となり、その後再車検を行う。但し何時でも全ての車両に対して、再車検の権限をもち、必要と認められると判断したときはこれを行使できる。

２）技術委員長の指示により、ドライバーまたは登録メカニックが責任を持って、車両の分解及び、組み立てを行う。この際　関係役員　該当ドライバー、登録メカニック以外は検査に立ち会う事は出来ない。

３）再車検に応じない場合はレース失格となる。

第１１条　完走

１）レースの着順１位の者がフィニッシュラインを通過後、２分以内に車両が自力で自力で同ラインを通過した者は、そのラップが加算される。この場合における「自力」とは車両とドライバーが一体となり、他の助けを借りることなくコースを正しい方向に進行できる状態を言う。

２）完走者となるには、チェッカーにかかわらず、規定周回の２／１以上を消化していなければならない。

３）フィニッシュラインを通過する際、ドライバーは車両に乗車した状態でなければならない。

４）完走者となった者のみ、入賞の対象となる。

第１２条　ペナルティー

１）ペナルティーには次の５種がある。

a)　タイム及び得点ペナルティー

b)　警告

c)　順位降格（リザルトのポジションダウン）

d)　ラップペナルティー

e)　失格

２）ペナルティーについては競技長の判断によるものとする。

第１３条　順位の決定

１）レースの順位は次の順序により、多い順に決定される。

① チェッカーを受けた完走者（規定周回数の１/２以上を完了しチェッカーを受けた者）

② チェッカーを受けない完走者（規定周回数の１/２は走行したが、チェッカーを受けなかった者）

③ 周回数に基づく未完走者（チェッカーに関わらず、規定周回数の１/２を走行していない者）

④ 失格者

⑤ 不出走者（当該ヒートに出走できなかった者）

２）同一周回数の場合は、その周回数を先に完了（コントロールライン通過）をした者を優先する。

３）ポイントは完走者のみに与えられ、不完走者及び失格者には与えられない。

第１４条　ピットイン

１）ピットインする場合はピットロードを徐行しなければならず、かつ必ずピットストップし、エンジンを停止しなければならない。

ここで言う「徐行」とは何時でも、タイヤをロックさせることなく安全に止まれる速度、走行のことを言う。

これに違反した場合、ペナルティーの対象となる。

第１５条　抗議

１）主催者の判定に異議がある場合は、書面をもって抗議料を添付の上、エントラントより、競技長を経由して、大会審査委員に提出するものとする。

２）抗議提出の制限時間

①技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は、決定直後とする。

②競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了後３０分以内とする。

③ 競技の成績に関する抗議は、その発表後３０分以内とする。

２）ビデオカメラ、車載カメラを使用しての抗議は一切認めない。

３）抗議料は、２０３００円（消費税含む）とする。

第１６条　成績決定および賞典

１）決勝ヒートの順位によって決定する。

２）賞典はドライバーに対して行われる。

３）賞典の対象は決勝ヒートを完走したドライバーに限る。

第１７条　広告

１）ナンバープレートに広告を表示することは認められない。その他の広告については、オーガナイザーは次のものに関し抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することができない。

①公序良俗に反するもの

②政治、宗教に関係したもの

第１８条　損害の補償

１）参加者は参加車両及びその付属品ならびにレース場の施設、機材、器具に対する損害の補償の責任を負うものとする。計測器の破損、紛失に関しても損害請求をする事がある。

２）エントラント、ドライバー、ピット要員はコース所有者、オーガナイザー及び大会役員が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承していなくてはならない。

第１９条　誓約書の署名

エントラント、ドライバー、ピット要員は参加申し込み用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければならない。

第２０条　燃料

１）一般市販の無鉛ガソリン及びオイルを使用しなければならず、予告なくこれらを検査する場合がある。また、すべての燃料冷却方式は禁止される。混合前のガソリン燃料および混合後のガソリン燃料すべてにおいて、冷却などの措置は一切禁止される。

２）混合オイルは通常市販されているもののみとし、添加剤等の使用は一切認め認められない。

第２１条　給油

１）レース中のピットエリアおよびコース上での給油は禁止とし、走行準備のため給油する場合は、パドックエリアのみとする。

※レース赤旗中断の場合、給油は競技委員より指示があるまで認めない。

第２２条　その他

１）すべてのヒートで、チェッカーフラッグ提示と同時にピットロードを閉鎖し

以降のコースインはできないこととする。

2）旗の信号については「カート競技会運営に関する規則」第３章に従う。
但し信号旗使用の必要が生じた場合は、公式通知にて発表すると共に
ドライバーミーティングにおいて通知する。

3）競技中において、前後いずれかの競技ナンバーが判読出来ない場合はオレンジ色の円形のある黒旗が提示される場合がある。それに該当する車両は必ず一度ピットインして競技ナンバーを取り付け直さなければならない。

4）レース（ヒート）周回数の６０%以上が消化された場合、当該レース（ヒート）が成立する。

5）パドック内での走行はすべて禁止される、

6）指定場所以外でのエンジン始動は禁止とする。

7）喫煙場以外での喫煙、火気の使用は厳禁とする。